

トラブル多発しています！
住宅建設時のごみ集積施設については早めにご確認を

ごみ集積施設の設置について

神戸市では一般家庭から排出される廃棄物を効率的に収集し良好な生活環境の確保に努めるため、住宅を建設する場合に、ごみ集積施設の設置に関する協議を行っています。

■ 協議対象

- ① 開発行為であって、開発許可または都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の協議の成立を要するもの
- ② 土地区画整理事業
- ③ 戸建住宅 20 戸以上、集合住宅 20 戸以上（ワンルームマンションは 10 戸以上）
- ④ 上記に該当しないが、新たに集積施設を設置する場合

※ 詳細は神戸市のホームページのサイト検索で「ごみ集積施設の設置について」へ

！！ 上記の協議対象に該当しない場合でも早めのご相談を！！

敷地内にごみ集積施設を設置されない場合は、周辺にある既設のごみ集積施設をご利用いただくことになります。

地域のごみ集積施設は、使用されている地域の方が管理をされていますので、
早めに地域の方に相談していただき、同意を得たうえで使用してください。

たとえ戸建 1 軒でも既設のごみ集積施設の利用となります。

地域の方（管理者）の同意が得られない場合は、敷地内に設置する必要がありますので、各区の環境局事業所までご相談ください。

◆ 環境局事業所連絡先

東灘事業所 TEL078-841-0161 ☎078-841-0179
灘事業所 TEL078-871-1081 ☎078-871-1083
中央事業所 TEL078-251-3521 ☎078-251-3359
兵庫事業所 TEL078-652-0981 ☎078-652-0983
北事業所 TEL078-581-0460 ☎078-581-0463

長田事業所 TEL078-652-1441 ☎078-652-1443
須磨事業所 TEL078-731-2041 ☎078-731-2043
垂水事業所 TEL078-783-0333 ☎078-783-0348
西事業所 TEL078-961-1414 ☎078-961-1416

環境局業務課 078-595-6143